変動金利定期預金（単利型）

販売対象	・法人および個人
期　　間	・定型方式（1年、2年、3年） ・預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱ができます。
預　　入	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・100円以上
(3)預入単位	・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
利　　息	
(1)適用金利	・変動金利 預入後6ヶ月間は預入時の店頭表示利率を適用し、預入日から6ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する利率変更方法により適用利率を変更します。
(2)利払方法	・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヶ月毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ※ 中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率「利率を変更したときは変更後の利率」×70%、小数点第4位以下切捨）により計算します。
(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税　　金	・個人のお利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20．315%（国税15．315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
手 数 料	――――――――――――――――――――――――――――――
付加できる特約事項	・個人の自動継続型は「総合口座」の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0．5%上乗せした利率） ・個人のものはマル優の取扱ができます。

変動金利定期預金（単利型）

中途解約時の取扱い

・1年もの、2年ものは下記の（A）、3年ものは下記の（B）に準じ、預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を清算します。

約定期間 ＼ 預入していた期間	（A）3年未満	（B） 3年以上　4年未満
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	解約日における普通預金利率
6ヶ月以上　1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上　1年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6ヶ月以上　2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上　2年6ヶ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%
2年6ヶ月以上　3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%
3年以上　4年未満	―	約定利率×90%

金利情報の入手方法

・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

苦情処理措置・紛争解決措置

苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。

紛争解決措置　熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

その他参考となる事項

・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
・預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1，000万円までとその利息が保護の対象となります。
（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1，000万円までとその利息が保護されます。）
1，000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることになります。
（金額が一部カットされることがあります。）